

事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県

気候変動適応担当部局 御中

環境省地球環境局総務課気候変動適応室

地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂について

日頃より環境行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画（以下、「地域気候変動適応計画」という。）については、平成30年11月公表の「地域気候変動適応計画策定マニュアル」等も踏まえ策定いただいているものと承知しています。

今般、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を改訂し、下記のとおり公開しましたのでお知らせ致します。改訂にあたっては、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定。別添1参照）を踏まえ、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化するとともに、複数の地方公共団体が地域気候変動適応計画を共同策定する際の参考となる考え方等について記述の充実を図りました。加えて、計画策定の負担軽減のため、「地域気候変動適応計画作成支援ツール」を合わせて提供します。

なお、地域気候変動適応計画の策定や適応策の実施等に係る講師派遣および技術的支援については、引き続き国立環境研究所気候変動適応センターに御相談いただくことが可能ですので、御活用下さい。

今後、地域気候変動適応計画を策定する際には、本改訂版を御活用いただくとともに、各都道府県におかれては、管内の市区町村にも周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 地域気候変動適応計画策定マニュアルの構成

- ・手順編（改訂）： 地域気候変動適応計画の策定手順、事例等を掲載。
- ・導入編（新規）： 手順編で示した策定手順のうち最も基本的な手順を示したもの。はじめて地域気候変動適応計画を策定される市町村向け。
- ・資料編（新規）： 気候、気候変動影響、適応策等に関する参考資料を掲載。
- ・ひな形編（改訂）： 地域気候変動適応計画の素案作成のためのひな形。
- ・庁内コミュニケーションシート（新規）：

各分野の代表的な気候変動影響や適応策に関する情報、および地域における気

候変動影響を抽出するための考え方等を掲載。

- ・適応オプション一覧（新規）：適応策になり得る施策を分野別に掲載。
- ・地域気候変動適応計画作成支援ツール（新規）：
気候に関する情報、気候変動影響予測データや、人口等の統計情報を自治体ごとに自動でひな形に出力するツール。

2 公開ページ URL

環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_00005.html

気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） 特設ページ

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/manual.html>

（参考）国立環境研究所からの講師派遣について

https://www.nies.go.jp/gaiyo/info/shiryou_koushi.html

（参考）その他気候変動適応に係る技術的支援の御相談について

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/contact.html>

(別添1)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

〔令和3年12月21日〕
閣議決定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和3年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【環境省】

((1)～(7) 略)

(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平10法117）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平15法130）及び気候変動適応法（平30法50）

((i)～(ii) 略)

(iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。

（・省略）

- ・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の

負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

(後略)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/12ikkatsu/12ikkatsu.html>